

吉岡町ボランティアポイント事業

参加ボランティア募集中!!



ボランティアポイント事業とは、住民有志によるボランティア団体などが町内で行うさまざまなボランティア活動に対して、町がポイントを付与し、貯まったポイントに応じた還元が受けられる事業です。

★ボランティアポイントの対象となる活動

- ・高齢者および障害者の手助けをする活動
- ・子どもを見守る活動
- ・子育てを支援する活動
- ・生活困窮者を支援する活動
- ・介護者を支援する活動
- ・環境および自然を守る活動
- ・地域の安全または伝統を守る活動
- ・災害にあった人たちの手助けをする活動

※ただし、有償ボランティアや個人で行うボランティアは対象になりません。

現在、団体に所属していない人も事業に参加できます。社協ボランティアに登録することで、ポイントの対象になるボランティアを紹介します。登録は町ボランティアセンターで随時受け付けています。

ステップ① まずは登録!



団体代表者の皆さまへ

団体登録をしてください。
申請方法については、町ホームページをご確認ください。

申請書は福祉室窓口に提出してください。

※団体として、事業に登録して活動の承認を受けなければポイントの付与を受けられません。忘れずに登録してください。

ボランティアポイントを受け取りたい人

下記の方法で個人登録をしてください（年齢に応じて登録方法が異なります）。ポイントを受け取るためには、「よしおかデジタルポイント会員」の登録が必要です。

成人ボランティア（令和5年4月1日時点で、満18歳以上の人）

登録方法 右記の二次元バーコードから、専用スマホアプリ「よしおかデジタルポイント」をダウンロードして直接登録するか、町ボランティアセンターに申請してポイントカードを受け取ってください。



Android



iPhone



子どもボランティア（4月1日時点で、満6歳～18歳未満の人）

登録方法 町ボランティアセンターに申請して、デジタルポイントおまもりを受け取ってください。（申請には保護者の同意が必要です。）

かばんなどにつけられる
お守り型のポイントカードです。



ステップ②

登録が完了したら、ボランティア活動をして
ポイントをもらいましょう！



★ポイントは、事業に登録した団体からの活動報告によりアプリまたはカードに自動的に付与されます。ポイントを受け取るために役場やボランティアセンターに行く必要はありません。

※団体からの報告後にポイントが付与されるため、ポイント付与までに時間がかかる場合があります。

★ボランティア活動1回につき100ポイントが付与されます。

★成人ボランティアは年間8,000ポイント、子どもボランティアは年間4,000ポイントまで貯めることができます。

ボーナスチャンス!!

事業開始キャンペーンとして、令和5年度に限り、初回のボランティア活動に対しては1,000ポイントが付与されます（1人1回のみ）。

ステップ③

ポイントを1年間貯めたら景品などと交換
しましょう！



ポイントは年度ごとに交付金に算定して支給されるか、景品と交換できます。
（ポイントを翌年度に繰り越すことはできません。）

ポイント数	景品等	申請または交換窓口
4,100ポイント以上	1ポイントにつき1円として交付金を支給 (対象者には町から通知を送ります)	介護福祉課福祉室
1,000ポイント以上、 4,000ポイント以下	ポイント分(1,000ポイント未満切捨て)の QUOカードと交換	町ボランティアセンター
1,000ポイント未満	ボランティア参加賞を進呈	

問い合わせ先

介護福祉課 福祉室 ☎26-2246 (直通)
町ボランティアセンター (吉岡町社会福祉協議会内) ☎54-3930